

2025 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 日 本 調 剤 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 城 和 紀
社 長 執 行 役 員
(コード番号 3341 東証プライム)
執 行 役 員
問 合 せ 先 グ ル ー プ 櫻 井 琢 也
経 営 企 画 部 長
(TEL. 03-6810-0818)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 9 月 30 日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025 年 9 月 30 日（火曜日）
- (2) 公告日 2025 年 9 月 12 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.nicho.co.jp/corporate/ekoukoku/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2025 年 7 月 31 日に公表した「株式会社 AP86 による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社 AP86（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したにもかかわらず、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び株式会社マックスプランニングが所有する当社株式を除きます。以下「本公開買付対象株式」といいます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び株式会社マックスプランニングは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、公開買付者による上記要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しなかった場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立した場合でも、公開買付者が本公開買付けにおいて、本公開買付対象株式の全てを取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上